

# 労働かながわ

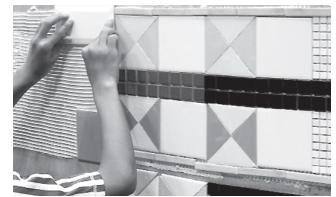
2017 7・8月号  
No.708

## ～かながわ しごと・技能体験フェスタ2017を開催します!～

小・中学生等を対象に、普段の生活では見ることや体験することができない、職人が持つ高い技能や技術を体験できる「参加・体験型イベント」を以下のとおり開催します。

みなさまのご参加をお待ちしています。

- ◆開催日時：7月22日(土)～23日(日) 10:00～16:00
- ◆会場：パシフィコ横浜 展示ホールB
- ◆入場無料(有料体験 / 無料体験あり)
- ◆主な内容：◇体験コーナー ◇デモンストレーションコーナー  
◇アトラクションコーナー  
◇企業・学校によるものづくりコーナー  
◇ステージイベント ◇展示コーナー
- ◆問合せ：神奈川県職業能力開発協会 かながわ技能振興コーナー  
TEL 045-633-5403  
詳しい情報はこちら <http://www.kanagawa-ginou.com/>



▲体験コーナー



▲アトラクションコーナー

## 第15回 神奈川県障害者技能競技大会出場選手募集

障害のある方々の職業能力の向上及び社会の理解と認識を深め、積極的な社会参加と雇用の促進を図ることを目的として開催される、県障害者技能競技大会(アビリンピック)の出場選手を募集しています。

- 名称：第15回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2017)
- 開催日：平成29年10月26日(木)、28日(土)
- 会場：神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台13-1)
- 競技種目：DTP、機械CADなど12種目 ※機械CADのみ26日(木)開催を予定。
- 申込期間：平成29年7月3日～平成29年7月28日(予定)
- 申込先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 高齢・障害者業務課(横浜市旭区南希望が丘78番地)
- 申込書：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部HP(下記アドレス)を御参照ください。
- 費用：無料
- 詳細：<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/>

○問合せ：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 高齢・障害者業務課  
TEL 045-360-6010 FAX 045-360-6011  
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ  
TEL 045-210-5720 FAX 045-201-6952

### 主な内容

- かながわ しごと・技能体験フェスタ2017 ..... P.1
- 第15回神奈川県障害者技能競技大会出場選手募集 ..... P.1
- 平成28年度神奈川県労働相談の概況 ..... P.2
- かながわ労働センター川崎支所仮移転のお知らせ ..... P.3
- ワーク・ライフ・バランスストップセミナー&企業担当者交流会 ..... P.3
- かながわ労働情勢 ..... P.4
- 中小企業退職金共済制度のご案内 ..... P.4

# 平成28年度 神奈川県労働相談の概況

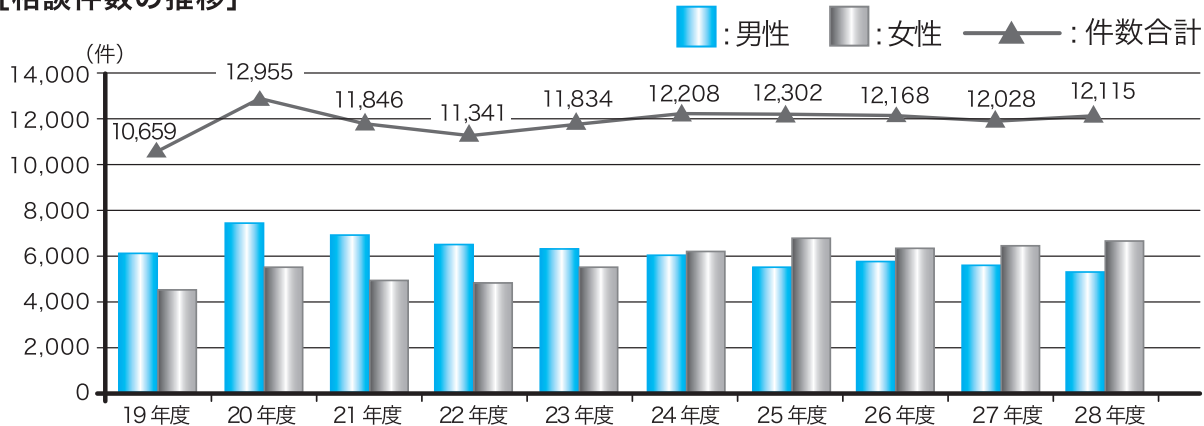
## —相談件数は5年連続で1万2千件超、依然として高水準—

県のかながわ労働センターに設置している労働相談窓口では、職場で起こる様々なトラブル等について、働く人たちが利用者からの相談に応じています。

このたび、平成28年度の労働相談の概況をとりまとめました。

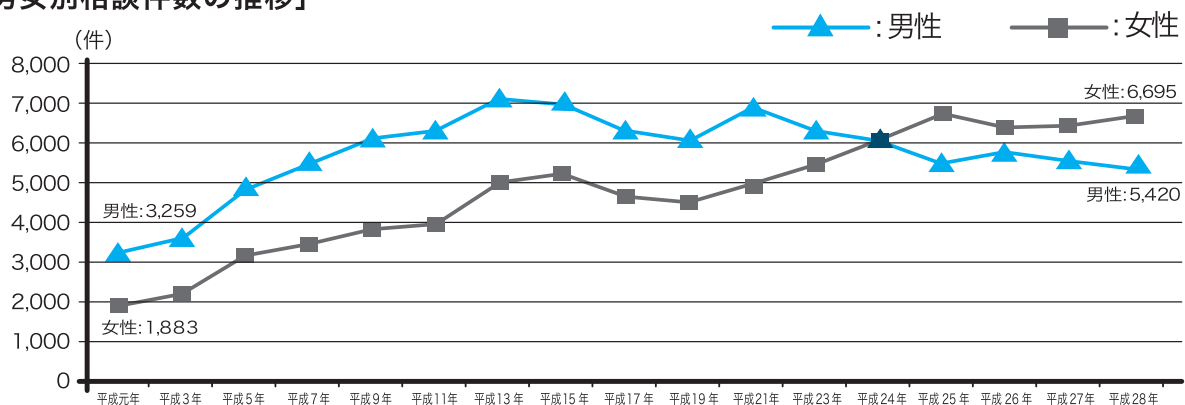
平成28年度の相談件数は12,115件(0.7%増)で、わずかに前年度を上回り、平成24年度から5年連続して12,000件を超え、依然として高水準である。

### 【相談件数の推移】



女性からの相談件数は、6,695件(4.3%増)で、5年連続して男性を上回った。

### 【男女別相談件数の推移】



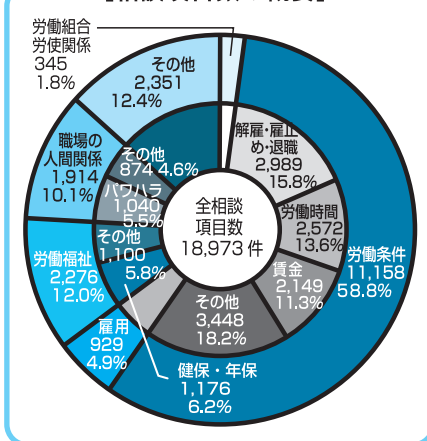
### 相談内容の上位3項目は「解雇・雇止め・退職」、「労働時間」、「賃金」

相談内容の項目数は18,973件(※)であり、前年度に比べ269件、1.4%減少した。(※)1件の相談で、複数項目にわたる相談があるため相談件数を上回る。

相談項目のうち、解雇や賃金、労働時間などの「労働条件」に係るものが11,158件と全体の58.8%を占めている。

そのうち、「労働契約の終了(解雇・雇止め・退職)」に関するものが2,989件(構成比15.8%)で最多、次いで、時間外労働や有給休暇などの「労働時間」に関するものが2,572件(同13.6%)、賃金不払いなど「賃金」に関するものが2,149件(同11.3%)の順となっており、この上位3項目で、相談項目全体の40.6%を占めた。中でも、「労働時間」に関する相談は、前年度と比べ15.9%増加した。

### 【相談項目数の概要】



### 【男女別相談項目上位5位】

	平成27年度		平成28年度	
	男性	女性	男性	女性
相談項目計(構成比)	9,171件 (100.0%)	10,071件 (100.0%)	8,714件 (100.0%)	10,259件 (100.0%)
1位	解雇・雇止め・退職 1,504 (16.4%)	解雇・雇止め・退職 1,655 (16.4%)	解雇・雇止め・退職 1,342 (15.4%)	解雇・雇止め・退職 1,647 (16.1%)
2位	賃金 1,105 (12.0%)	労働時間 1,249 (12.4%)	労働時間 1,176 (13.5%)	労働時間 1,396 (13.6%)
3位	労働時間 971 (10.6%)	職場の人間関係 1,178 (11.7%)	賃金 1,105 (12.7%)	職場の人間関係 1,304 (12.7%)
4位	職場の人間関係 857 (9.3%)	賃金 1,009 (10.0%)	職場の人間関係 610 (7.0%)	賃金 1,044 (10.2%)
5位	雇用 499 (5.4%)	雇用 505 (5.0%)	労働契約・採用 412 (4.7%)	健康保険・年金保険 769 (7.5%)

詳しくはこちらへ <http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1137265.html>

# かながわ労働センター川崎支所 仮移転のお知らせ

かながわ労働センター川崎支所は、庁舎の建替えのため、K S P (かながわサイエンスパーク) イノベーションセンタービル西棟に仮移転します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

仮移転する時期 平成29年9月末  
仮移転先での業務開始 平成29年10月2日(月)  
仮移転先 <所在地>〒213-0012  
川崎市高津区坂戸3-2-1 K S P (かながわサイエンスパーク)  
イノベーションセンタービル西棟 2階  
JR南武線 武蔵溝ノ口駅 下車 } 徒歩15分  
東急田園都市線 溝ノ口駅 下車 }  
※午前10時からは、駅北口バスターミナル9番乗り場より、  
K S P 行きの無料シャトルバスがご利用できます。  
<電話>(044)833-3141 ※電話番号は変わりません。  
※なお、「高津県税事務所」も、同時期にK S P に仮移転します。

## ワーク・ライフ・バランスストップセミナー&企業担当者交流会

残業規制の導入や、労働力人口の減少、介護離職者の増加など、企業における働き方改革は急務となっています。

神奈川県では、企業における「働き方改革」を推進するため、下記の講座を開催します。

### <トップセミナー>

社員の求める働き方は多様化しています。この多様な社員が能力を発揮して働くためにはどのような経営が求められているのか等についてご講演いただきセミナーです。

日時：平成29年7月20日(木) 13:30～15:30

会場：崎陽軒本店6階 会議室1・2号室 横浜市西区高島2-13-12 横浜駅から徒歩約3分

講師：元学習院大学経済学部経営学科教授 今野 浩一郎氏

テーマ：「生活の調和がとれた多様な働き方を実現するための方策」

### <企業担当者交流会>

年間10万人を超える介護離職者の多くは40代後半以降で、企業の中核的人材です。労働力人口が減少していく中、介護離職を防ぐための方策をご講演いただきます。

日時：平成29年8月28日(月) 14:00～16:00

会場：かながわ県民センター 1501会議室 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 横浜駅から徒歩約5分

講師：みずほ情報総研株式会社シニアコンサルタント 小曾根 由実氏

テーマ：「仕事と介護の両立をどう支援するか～「働き方改革」実現の一環として～」

申込：県のホームページから申込できます。 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4363/>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ 電話 045-210-5746

# かながわ労働情勢 12 1 2 3 4 5 月

## I 主要労働団体の機関開催

### ■連合神奈川

【第341回 五代会、第314回 執行委員会】  
3月28日、第341回五代会、第314回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員等の推薦について
- 2 政治活動の取組について
- 3 2017春季生活闘争方針（その4）について
- 4 「個別労働紛争解決研修（基礎研修）」の受講者募集について
- 5 「発信力強化」産別組織における受信者拡大の取組
- 6 その他

### 【第342回 五代会、第315回 執行委員会】

4月25日、第342回五代会、第315回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 2017春季生活闘争方針（案）その5
- 4 青年委員会の今後の活動について
- 5 女性委員会の今後の活動について（男女平等月間の取組）

### 【第343回 五代会、第316回 執行委員会】

5月23日、第343回五代会、第316回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第28回中央委員会の開催について
- 3 「平和ビジョン」の起草と「平和学習会（仮称）」について
- 4 政治活動の取組について
- 5 2017年度特定最低賃金の取組方針（案）について
- 6 その他

### 【連合神奈川第28回年次大会】

日本労働組合総連合会神奈川連合会（柏木教一会長、約344,000人）は、平成28年11月11日、ワークピア横浜において、代議員、役員等約272人を集め、第28回年次大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 連合神奈川30周年の節目となる2020年に向けた3つのチャレンジ
- 2 「40万連合神奈川」へ向けた組織拡大・組織強化の着実な前進と社会的影響力のある労働運動の強化
- 3 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた政策・制度要求と提言活動の強化
- 4 雇用の創出・安定の取組と労働条件の確立と向上
- 5 男女平等社会の実現
- 6 地域と協働した国民・県民運動の展開
- 7 政策実現に向けた政治活動の強化
- 8 国際連帯活動の推進と展開

#### 【役員】

会 長 柏木 教一（神教協）  
会長代行 吉坂 義正（自動車総連）  
副会長 岡元 茂樹（電機連合）  
〃 千葉 信夫（自治労）  
〃 狗飼 孝志（U A センセン）  
〃 滝澤 欣久（JAM）  
〃 芹沢 秀行（神教協）

〃 中島 康元（基幹労連）  
〃 島 辰夫（J P 労組）  
〃 渡辺 茂一（情報労連）  
〃 古怒田和史（J E C 連合）  
〃 亀崎 友彦（運輸労連）  
〃 飯塚 直人（電力総連）  
事務局長 林 克己（電機連合）

### ■神奈川労連

#### 【第5回幹事会】

3月4日、第5回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 ストライキなど3・16全国統一行動の具体化
- 2 組織の拡大・強化について ①春の拡大月間の各組織での具体化 ②介護関連労働者の組織化にむけた取組 ③全労連共済の拡大キャンペーン
- 3 共謀罪防止の取組 ①緊急統一署名 ②全国的な宣伝行動の実施 ③神奈川国会行動での国会議員への働きかけ

#### 【第6回幹事会】

4月2日、第6回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 17国民春闘の取組の評価と今後の闘い ①春闘の統一行動の成果・教訓 ②春闘の要求提出、回答引き出し状況
- 2 春の拡大月間の具体化、介護職場における新組合結成の取組
- 3 最賃大幅引き上げ・最賃裁判勝利にむけた学習決起集会
- 4 共謀罪防止の取組

#### 【第7回幹事会】

5月10日、第7回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第2回評議員会への議案 ①17国民春闘の中間まとめ ②5月から大会までの方針案
- 2 組織の拡大、公務職場・保育分野での組織化の具体化
- 3 共謀罪防止にむけた全県一斉宣伝行動などの取組
- 4 最賃引き上げをめざす宣伝行動、要請行動の具体化

## II 主要労組の定期大会

### ■旭地区労働組合協議会

旭地区労働組合協議会（高橋秀行議長、約700人）は、12月6日、旭区役所において、代議員、役員、来賓等約10名が出席し、第63回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 労働運動のさらなる展開について
- 2 旭地区のあり方について
- 3 労働組合との連携強化について
- 4 各労働組合との交流と相互の親睦について

#### 【役員氏名】

議 長 高橋 秀行（自治労横浜）  
副議長 岩窪 俊一（横浜水道）  
事務局長 並木 崇（相模鉄道）  
会計監査 長浜 幸児（横浜水道）

### ■連合ユニオン神奈川

連合ユニオン神奈川（柏木教一執行委員長、約1,000人）は、2月18日、ワークピア横浜において、代議員、役員、来賓等約100名を集め、第18回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 労働相談の充実、交渉力の強化をはかり、組織強化、組織拡大に努める
- 2 加盟連合・組合員の交流会や学習会を開催

### 3 連合神奈川の活動に積極的に参加

#### 【役員氏名】

執行委員長 柏木 教一（連合神奈川会長）  
副執行委員長 梅沢 栄子（連合ユニオン神奈川）  
〃 渡部 堅三（連合神奈川副事務局長）  
〃 岡本 恒一（連合神奈川労働アドバイザー）  
書記長 佐藤 孝行（連合神奈川労働アドバイザー）  
書記次長 秋元 史人（ユニオンちれん）

## III 使用者団体

### ■神奈川県経営者協会

一般社団法人神奈川県経営者協会（石渡恒夫会長、約430社）は、5月25日、ロイヤルホールヨコハマにおいて第69回定時総会を開催した。

#### 【議事】

- 1 平成28年度事業報告及び決算報告
- 2 平成29年度事業計画及び収支予算
- 3 任期満了に伴う役員改選
- 4 その他

#### 【役員氏名】

会 長 石渡 恒夫（京浜急行電鉄㈱）  
副会長 伊藤 善計（味の素㈱川崎事業所）  
〃 阿部 敦茂（㈱アマダホールディングス）  
〃 滝沢 秀行（相模鉄道㈱）  
〃 日下 修一（JFEスチール㈱東日本製鉄所）  
〃 村田 千春（東京電力㈱/ワーグリップ・カンパニー神奈川総支社）  
〃 柴垣 徹（㈱東芝 京浜事務所）  
〃 大野 弘（ナイス㈱）  
〃 村田 和彦（日産自動車㈱横浜工場）  
〃 鶴川 陽司（三菱重工業㈱横浜製作所）  
専務理事 畑野 耕造（神奈川県経営者協会）

## IV 労働福祉関係団体

### ■神奈川県労働者福祉協議会

神奈川県労働者福祉協議会（柏木教一会長）は、5月18日、ワークピア横浜において、第48回定期総会を開催した。

#### 【議事】

- 1 2016年度活動経過報告、決算報告、会計監査報告
- 2 2017年度活動方針（案）、予算（案）
- 3 規定・細則の一部改正（案）
- 4 2017～2018年度役員選出

#### 【役員氏名】

会 長 柏木 教一（連合神奈川）  
副会長 佐藤 豊秋（事業団体）  
〃 元重 博志（中央労金）  
〃 千葉 信夫（連合神奈川）  
〃 飯塚 直人（連合神奈川）  
事務局長 市川 敏行（連合神奈川）

## V その他

### ■全日本造船機械労働組合関東地方協議会の解散

全日本造船機械労働組合関東地方協議会（青木直史議長、約1,400人）は、上部組織である全日本造船機械労働組合が平成28年9月に解散したことを受けて、11月26日に開催された第39回定期総会において解散し、併せて同協議会傘下の神奈川地域労働組合を全造船関東地方協議会に名称変更の上、改組し、同協議会傘下の構成組合はすべて同労組の下部組織となった。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい  
国の退職金制度です。

### ① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

### ② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

### ③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

●パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。

●解散存続厚生年金基金からの  
移行先の一つです。

詳しくは  
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

## いこいの村あしがら から 特得プランのご案内

### 1 ひょうたんコース（1泊）

夏期期間限定（7/22～8/27）  
料金：1泊2食 9,720円～（税込）  
特典：プール入場無料（2日間）  
※ご夕食グレードUPプランとして（さかわ  
コース、あしがらコース）ご用意有詳細は  
お電話にてお問合せ下さい。

#### ※プール営業のご案内

営業期間：7/22～8/27までご宿泊者無料  
営業時間：9:00～16:00まで  
料 金：日帰り大人700円 小人（4才から  
6年生）400円 ご宿泊者無料

### 2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金：1泊2食 7,560円～（税込）  
特典：会議一日一回につきコーヒーサービス  
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

#### 《各プランご利用にあたって》

- ◎ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
- ◎お部屋は全室和室になっております。
- ◎入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
- ◎1部屋4～5名様料金です。

ご予約  
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.ikoi.or.jp>

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が2件(4件)、終結は3件(10件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが10件(18件)、終結は2件(8件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は、平成29年の累計件数です。なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

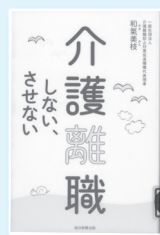
## 調整事件一覧(4・5月申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
平成28年(調)第16号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業(道路貨物運送業))	平成28年11月18日	・団交ルールの確立	平成29年4月20日	打切
平成28年(調)第11号事件	あっせん	労働組合	株式会社(情報通信業)	平成28年9月28日	・未消化代休の消化	平成29年4月25日	解決
平成29年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	株式会社(教育、学習支援業)	平成29年3月1日	・配置転換撤回 ・賃金差額の補填 ・自家用車通勤制限の解除	平成29年5月17日	取下
平成29年(調)第3号事件	あっせん	株式会社(食品製造業)労働組合		平成29年5月22日	・団交ルールの確立		
平成29年(調)第4号事件	あっせん	労働組合	株式会社(サービス業)	平成29年5月23日	・懲戒処分撤回		

## 不当労働行為事件一覧(4・5月申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
平成25年(不)第31号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成25年10月24日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノータイス	平成29年4月13日	全部救済
平成28年(不)第21号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(建設業)	平成28年8月23日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノータイス	平成29年4月28日	関与和解
平成29年(不)第9号事件	労働組合	有限会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成29年4月13日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第10号事件	労働組合	有限会社(製造業)	平成29年4月13日	・団体交渉応諾 ・不利益取扱いの禁止、バックペイ ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第11号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年4月13日	・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第12号事件	労働組合	医療法人	平成29年4月21日	・誠実団体交渉実施 ・休職期間満了における退職扱いの撤回 ・労災保険給付手続きへの協力 ・賞与減額の撤回 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成29年4月21日	・原職復帰 ・バックペイ ・賞与減額の撤回 ・交通費の遡及支給 ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第14号事件	労働組合	株式会社(製造業) 協同組合(複合サービス業) 公益財団法人	平成29年5月8日	・誠実団体交渉実施 ・脱退工作の禁止 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第15号事件	労働組合	学校法人	平成29年5月23日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第16号事件	労働組合	有限会社(サービス業)	平成29年5月25日	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第17号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(農業、林業)	平成29年5月26日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノータイス		
平成29年(不)第18号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年5月29日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノータイス		

### 図書紹介



#### 介護離職しない、させない 和氣美枝 出版社 毎日新聞社

介護者の不幸は「選択肢が見えなくなる」という目の前で、パニックになり…仕事と介護の両立は「できる」ではなく「やる」ということ。能動的に取り組むという発想や行動力がない限り、両立は難しいです。そこで、著者は「介護離職しない、させない」ための知恵と情報、そしてスキルと工夫を、実際に両立させている介護者や、そうした社内の介護者を支援する企業の実例などと合わせて紹介します。



#### お祈りメール来た、日本死ね

「日本型新卒一括採用」を考える

海老原 嗣生  
出版社 文藝春秋

「お祈りメール」とは、「当社とはご縁がありませんでした。今後の発展をお祈り申し上げます」という定型文の企業からの不採用通知のこと。就活に奔走する大学生は欧米では見られない、就活問題とは日本型雇用システムのひずみであるという視点があるが、果たしてそうなのか。著者はまず100年にわたる日本の就職問題を振り返る。そのうえで日本、フランス、アメリカの雇用システムを検証し、より良い日本型の教育・雇用システムを提言する。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 労基法上の労働者性

横浜南労基署長(旭紙業)事件(最高裁第1小法廷 平成8年11月28日判決 労働判例714号14頁)

### 1. 事案の概要

X(1審原告、被控訴人、上告人)は、A社で車両持込運転手(備車運転手)として業務に従事していたところ、昭和60年12月9日、A社において荷積み作業中負傷し、第五頸椎脱臼骨折等で療養・休業しました。XとA社との間の契約によれば、Xの報酬は出来高制で、そのトラックの購入代金、ガソリン代、修理費、運送の際の高速道路料金等はXが負担していました。また、Xに対する報酬の支払いにあたっては、所得税の源泉徴収及び社会保険・雇用保険の保険料の控除はされず、Xは報酬を事業所得として申告していた

Xは、この傷病は業務上の事由によるものであるとし、昭和61年5月31日に横浜南労基署長(Y)に労働者災害補償保険の休業補償給付申請をしたところ、Yは、昭和61年10月17日、Xは労働基準法9条に規定する労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をしました。労働保険審査会も再審査請求を平成2年6月28日に棄却しました。

これを不服として、Xが提訴したところ、1審(横浜地裁平成5年6月17日判決)は、Xは労基法上の労働者に当たるとして療養補償給付等不支給処分取消請求を認容したため、Yが控訴しました。東京高裁(平成6年11月24日判決)は、Xは、労基法上の労働者とはいえないと判断したため、Xが上告したのが本件です。

### 2. 判決の要旨

上告棄却

Xは、業務用機材であるトラックを所有し、自己の危険と計算の下に運送業務に従事していたものである上、A社は、運送という業務の性質上当然に必要とされる運送物品、運送先及び納入時刻の指示をしていた以外には、Xの業務の遂行に関し、特段の指揮監督を行っていたはいえず、時間的、場所的な拘束の程度も、一般の従業員と比較してはるかに緩やかであり、XがA社の指揮監督の下で労務を提供していたと評価するには足りないものといわざるを得ない。そして、報酬の支払方法、公租公課の負担等についてみても、Xが労働基準法上の労働者に該当すると解するのを相当とする事情はない。そうであれば、Xは、専属的にA社の製品の運送業務に携わっており、A社の運送系の指示を拒否する自由はなかったこと、毎日の始業時刻及び終業時刻は、運送系の指示内容のいかんによって事実上決定することになること、運賃表に定められた運賃は、トラック協会が定める運賃表による運送料よ

りも1割5分低い額とされていたことなど原審が適法に確定したその余の事実関係を考慮しても、Xは、労働基準法上の労働者ということはできず、労働者災害補償保険法上の労働者にも該当しないものというべきである。」

### 3. 解説

労基法9条は、「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」としています。現実には「使用され」「賃金を支払われる」関係に立つ者を労働者として把握しているのです。

本件は、A社との間の請負契約に基づいて、自己の所有する車両を持ち込んで運送業務に従事していたXの労働者性が争点となった事案です。労災保険法の「労働者」は、労基法上の労働者と同じであるとした上で、労基法上の労働者性の判断枠組みを示したリーディングケースです。

本件最高裁判決に先立ち、旧労働省時代(昭和60年)に労働基準法研究会報告において、労基法上の労働者性の判断については(1)使用従属性に関する判断基準、(2)「労働者性」の判断を補強する要素が示されてきました。(1)については①仕事の依頼、業務の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、③勤務場所・時間についての指定・管理の有無、④労務提供の代替可能性の有無、⑤報酬の労働対償性、(2)は、⑤事業者性の有無(機械や器具の所有や負担関係や報酬の額等)⑥専属性の程度、⑦その他、公租公課の負担(源泉徴収や社会保険料の控除の有無)等といった諸要素を総合的に考慮するとされました。本件最高裁も、この労基研報告の労働者性の判断枠組みに沿って判断を行っています。

なお、Xのような個人貨物運送業者は一人親方として労働者災害補償保険に特別加入が可能です。特別加入制度とは、労働者以外の者のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認めている制度です。Xは被災時に労災保険に特別加入していなかったため、A社の従業員として労災保険の給付を求めようとしたのですが、A社との関係では労働者性が否定され、Yの不支給決定が適法と判断されました。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 職場でいろいろな問題があったことから、同僚と話し合い、労働組合を結成して10年以上が経過し、当初、会社と労働組合の関係は、ぎすぎすしたところもありましたが、少しずつ改善し、現在はおおむね会社側とは良好な関係を築いています。

しかし、新しい社長に代わってから会社の態度が微妙に変わってきて、団体交渉には応じてくれますが、妥結した交渉結果を労働協約として締結することに難色を示し、交渉結果の確認文書は作るからいいだろうと、押印してくれません。

また、会社は、8年前から社員更衣室前に組合掲示板の設置を認めてくれていましたが、社屋の建て替えに伴い、更衣室前には会社の社員向け掲示板を設置するから、置くことはできないと言われ、困っています。



**A** 労働組合の活動で重要となるのが、労働組合と使用者とが対等の立場に立って賃金、労働時間などの労働条件等を巡る労使の団体交渉です。

労働者は一人では「雇われる」という弱い立場にあり、労働者個人では使用者と対等な立場となることは困難です。そこで、労働者は団結することによって、使用者と実質的に対等な立場となることが必要になり、憲法では、労働者が対等な立場で使用者と交渉することができるように、労働者が労働組合を結成し、団体交渉や団体行動をする権利を保障しています(憲法第28条)。

労働組合が団体交渉の申入れを行った場合、使用者は正当な理由がない限りその申入れを拒むことができず、また、団体交渉では誠実に対応しなければならない義務があり、正当な理由がないのに団体交渉を拒否したり、誠実に交渉しないことは「不当労働行為」として禁止されています(労働組合法第7条)。

そして、労働協約とは、労働組合と使用者との間で合意した労働条件や労使関係のルールなどに関する書面による協定です。合意した内容を書面にして、署名又は記名押印があれば「覚書」、「確認書」などの名称にかかわらず法的に労働協約としての効力が認められます(労働組合法第14条)。

しかし、妥結したにもかかわらず、使用者がこの労働協約の締結を拒否することは、実質的には正当な理由のない団体交渉拒否や誠実交渉義務違反として不当労働行為にあたりと判断されると思われます。

また、企業施設内での組合掲示板の設置については、使用者側に施設管理権があることから使用者の同意が必要ではありますが、労働協約がない場合でも、掲示板の設置を従来は認めていたにもかかわらず、急に掲示板の設置を認めないとするのは、特段の合理的な理由がない場合には、組合の弱体化を企図した不当労働行為とされる可能性があります。

**街頭労働相談会をご利用ください!**

解雇・雇止めや賃金不払い等の労働条件に関する事など、働く方、雇う方からのご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

無料  
秘密厳守

月 日 ・ 時 間	場 所
7月 7日(金曜日) 11:00~17:00	JR 武蔵溝ノ口駅・南北自由通路

\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター ( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/> )

本 所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

\* メールでの労働相談にもお応えしています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535934/>

かながわ労働センター メール労働相談

検索

広告

中央ろうきん

＜神奈川地区限定＞

“ウチ”から綺麗に  
してみませんか？



# 快適・住まいるキャンペーン

キャンペーン期間

2017年6月1日(木)～2017年12月29日(金)

キャンペーン期間中に＜中央ろうきん＞神奈川地区営業店にて  
リフォームローンを新規にご利用いただいた方に

## 「JCBギフトカード」をプレゼント

### 対象条件①

リフォームローン新規ご利用額  
500万円以上1,000万円未満で  
「JCBギフトカード」  
5,000円分プレゼント

### 対象条件②

リフォームローン新規ご利用額  
1,000万円以上2,000万円以内で  
「JCBギフトカード」  
10,000円分プレゼント

### 【キャンペーンについてのご注意】

※本キャンペーンは個人のお客様のみを対象とさせていただきます。※景品の進呈は、キャンペーン期間中にリフォームローンの本申込をいただいた方かつ2017年3月30日(金)までに＜中央ろうきん＞神奈川地区営業店にて対象条件のご融資実行を受けていただいた方が対象となります。※景品は、ご融資実行の翌月に当金庫ご登録住所へ発送予定です。※景品は、キャンペーン期間中お1人様1回限り、上限10,000円分までとなります。※返済が滞った場合は、懸賞の権利がなくなります。※不在等のため2017年4月27日(金)までに景品をお受取がなされない場合は、誠に恐れ入りますが、懸賞の権利を放棄したものとみなします。※詳しくは＜中央ろうきん＞神奈川地区各営業店までお問い合わせください。

### ＜お問い合わせ・ご相談は＞

リフォームローン等の一般的なサービス案内は…お客様相談デスク(平日 9:00～18:00) TEL. 0120-86-6956

本キャンペーンに関する詳しいご相談は…＜中央ろうきん＞神奈川地区の各営業店へお問い合わせください。

※各営業店の連絡先については＜中央ろうきん＞ホームページ(<http://chuo.rokin.com>)またはお客様相談デスクでご確認ください。

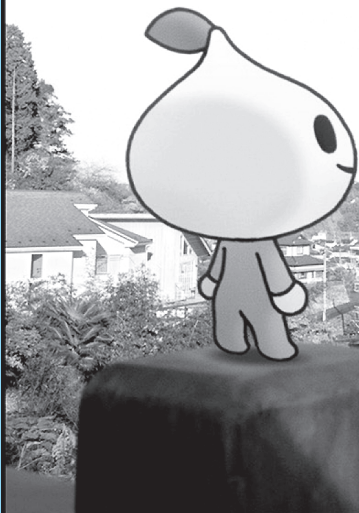
(2017年6月1日現在)

ZENROSAI NEWS

広告

# 皆さまの安心のために、これからも！

全労済はたすけあいから生まれた「保障」の生活協同組合です。  
誰でも、どんなときでも、あたりまえに暮らせるように。  
全労済は皆さまとともに歩み続けます。



全労済の住まいる共済	⑧火災共済・⑨自然災害共済	団体生命共済
こくみん共済	⑩総合医療共済	⑪せいめい共済
マイカー共済	自賠償共済	交通災害共済

保障のことなら  
**全労済 神奈川県本部**

全国労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。TEL 1416V047

## 労働かながわ

平成29年7月3日発行 第708号

発行所／神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する  
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームを  
ご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。